

第48回 地方分権改革有識者会議
第133回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時: 令和4年2月28日(月) 13:00~14:37

場 所: 地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館8階)

出席者:

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長(司会)、市川晃議員、木野隆之議員、後藤春彦議員、勢一智子議員、三木正夫議員、湯崎英彦議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋専門部会長、伊藤正次構成員、磯部哲議員、大橋洋一構成員、勢一智子構成員

(勢一智子構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務)

〔政府〕赤池誠章内閣府副大臣、井上裕之内閣府審議官、寺崎秀俊内閣府地方分権改革推進室長、吉添圭介内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題:

- (1) 計画策定等における地方分権改革の推進に向けて
 - (2) 令和4年の提案募集方式の実施について
 - (3) その他
-

(神野座長) それでは、定刻でございますので、ただいまから第48回「地方分権改革有識者会議」と第133回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催したいと存じます。

委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中を、かつ、まだコロナパンデミックが混乱している状況の下で、貴重なお時間を割いていただき、万障繰り合わせて御参加くださいましたことに、深く感謝を申し上げます。

本日、野田内閣府特命担当大臣は、国会対応等の御事情で御参加していただくわけにはいかない状況でございますけれども、後ほど、赤池内閣府副大臣に御出席いただけるという予定になっております。

また、出席状況でございますけれども、有識者会議の谷口議員、小早川議員、提案募集検討専門部会の野村構成員は、所用のため御欠席となっております。

それでは、議事に入ります前に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

(吉添参事官) それでは、事務局から配付資料の確認をいたします。

まず、オンラインの方には議事次第等ということで5枚紙が配られております。会議室の皆様には議事次第が1枚、配付資料が1枚、出席者が1枚、あと名簿が2枚ということで合計5枚が最初にあります。

次に、オンラインの方には、議事1関係として82ページにわたって配られていますけれども、資料1-1、資料1-2、資料1-3となっております。

次に、オンラインの方には議事2関係として配られておりますけれども、資料2がございます。

次に、オンラインの方には議事3関係として配られておりますけれども、資料3と資料4がございます。

以上が資料でございますが、次に、参考資料です。オンラインの方には参考資料（議事2関係）として配られておりますけれども、参考資料1がございます。あと、参考資料2と参考資料3は冊子として、会議室におられる方には配らせていただいております。オンラインの方には、ほかのファイルとは別にメールでホームページを紹介させていただいております。参考資料2と参考資料3が、ハンドブックと事例集になります。

次に、オンラインの方には参考資料（議事3関係）としてお配りさせていただいております。ちょっと大部になりますけれども、135ページにわたっております。参考資料4-1、参考資料4-2、参考資料5でございます。

資料の確認は以上でございます。何かございましたら教えてください。よろしくお願いいたします。

（神野座長） お手元を御確認いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。議事次第で御確認いただければと思いますが、本日は、「その他」を除きますと大きく2つの議事を準備させていただいております。一つは「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」、もう一つは「令和4年の提案募集方式の実施について」でございます。

まず、第1の議事でございます「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」を審議していただければと思います。この件に関しましては、つまり計画策定等に関しましては、前回、11月の会議にお諮りしましたとおりに、計画策定等に関するワーキンググループを開催して検討するという事にさせていただいております。ワーキンググループの構成員といたしましては、私から、勢一議員や磯部構成員をはじめとする方々を指名させていただいております。これまで都合4回のワーキンググループを開催し、検討結果を取りまとめたいただいております。

そこで、本日は、ワーキンググループの座長として御尽力いただきました勢一議員から、この取りまとめの結果について、資料ナンバーでいうと、1-1から1-3までに基づいて御報告を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

（勢一議員） ありがとうございます。勢一です。

それでは、御報告させていただきます。お手元の資料1の3種類のうち、資料1-1と資料1-3により御説明をさせていただきます。

計画策定等に関するワーキンググループは、昨年11月12日に行われました地方分権改革有識者会議におきまして、計画策定等についてさらなる検討が必要であるという御議論も踏まえまして、有識者会議の下で開催することとされたものでございます。

地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方につきまして、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を行うことを目的といたしまして、昨年11月から計4回開催し、検討を行ってまいりました。このほ

ど、取りまとめをさせていただきましたので、御報告申し上げます。

なお、ワーキンググループには、幅広い分野で御活躍の先生方に御参加をいただきまして、大変熱心に御議論をいただきましたことを申し添えておきます。

主な内容について御説明させていただきます。資料1-1、1ページ目の左側を御覧ください。主な経緯となっております。

今回、計画策定等の在り方を検討する上で、これまでの地方分権改革の主な流れになります。

皆様御案内のとおり、平成20年の第2次勧告では、義務付け、枠付け規定の全体像を整理した上で、存置してよいかどうかのメルクマールを設けております。

平成21年の第3次勧告におきましては、さらに計画等の策定の義務付け、内容の義務付け等について見直しがされております。

この勧告を受けまして、第1次及び第2次の地方分権一括法等で義務規定の廃止や努力義務化等の措置が講じられております。

昨年2月の有識者会議におきまして、第3次勧告以降、ここ10年間で計画等の策定に関する法律の条項数が約1.5倍に増加していることが報告されました。あわせて、令和3年の提案募集に関して、「計画策定等」が重点募集テーマとして設定されたところでございます。

法律の条項数の増加については、右側の棒グラフにございますとおり、特に、緑と青の部分、努力義務とできる規定が大幅に増えていることを御確認いただけるかと思えます。

左側に戻りまして、11月12日の有識者会議におきまして「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（案）」と、先ほど申し上げましたとおり、「計画策定等に関するワーキンググループ」の開催が決定されたところでございます。

この会議では、右側の逆三角形の図で示されておりますけれども、各府省の業務というのは、都道府県では部に、市町村では課に相当する組織において担われておりまして、新たに一定の方式による計画策定等を求める手法を用いた国の働きかけ、これは言わば逆三角形の構造で、現場の負担を増すことになっているという御指摘をいただいております。

12月21日には、左側のオレンジ色のところにありますが、地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方について、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行うことが対応方針に明記されまして、閣議決定されております。

一番下には、この2月の計画策定等ワーキンググループの取りまとめについて記載させていただきます。

2ページ目を御覧ください。こちらが今回の取りまとめの主な内容になります。大きく2つございます。

左側の青いほうが「令和4年提案募集における見直しの考え方」、右側の赤いほうが「計画策定等における基本的な考え方」を記載しております。

まず、左側のほうですけれども、「令和4年提案募集における見直しの考え方」として、「①計画等の策定そのものの廃止等」として、aからeまでの5つの視点、「②計画等の内容及び手続の見直し」として、aからfまでの6つの視点をお示ししております。

一番下に、「以上の視点で地方からの提案を募集し、各府省にも同様の見直しを要請すべき」とさせていただいております。

関連いたしまして、資料1-3、24ページ、通し番号で32ページの部分です、586行目を御覧ください。

今回の報告書の一つのポイントでございますけれども、こちらに記載のとおり、内閣府においては、各府省に対し、それぞれが所管する計画等に関して、地方の自主性・自立性を高める観点からも、同様の見直しを要請すべきであり、有識者会議としても、内閣府に対して提言すべきであると考えております。

なお、提案募集に当たりましては、この視点に基づいた提案に限定するものではなく、対象をできる限り広く捉えまして、さらには、法令等の位置づけにかかわらず、全ての計画を対象とすべきとさせていただいております。令和3年の提案募集の際には、計画策定関係について29件の御提案があったと伺っております。令和4年の提案募集では、地方公共団体におかれまして、より積極的な御提案をいただけるよう期待したいと思っておりますし、そのためにも、ぜひ事務局におかれましては、地方公共団体へできるだけ分かりやすい資料をお示しいただきたいと思っております。

お戻りいただきまして、再度、資料1-1の2ページを御覧ください。

右側ですけれども、「計画策定等における基本的な考え方」になります。

このうち、上のほうを（基本原則）としております。今後、政府の方針として定めるべき基本原則を大きく2つ掲げさせていただいております。

読み上げますと、「国が地方公共団体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、真に必要な場合であっても、計画等の内容や手続については、地方公共団体の判断にできる限り委ねること」。

「計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他の地方公共団体との共同策定を可能とすること」。

以上、この大きく2つの基本原則を挙げております。

あわせて、この基本原則の下で各府省が留意すべき事項として、6つの項目を挙げさせていただきます。

取りまとめの最後に、次回の提案募集の内容の分析・検討等を進めまして、計画策定等における基本原則及び留意事項のさらなる検討を進めるべきであるとしております。

以上で御報告とさせていただきます。御検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

勢一議員をはじめとして、ワーキンググループの構成員の皆様方の御努力に深く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、ただいま、勢一ワーキンググループ構成員から御説明いただきましたが、この御報告いただいた取りまとめ案につきまして、皆様方から御意見を頂戴し、その上でもって、本有識者会議において了承をいただいた上で、案が取れた形で公表したいと考えておりますので、この取りまとめ案について、委員の皆様方から御意見や御質問等々、忌憚なく頂戴できればと思います。いかがでございましょうか。

どなたでも構いませんが、湯崎知事、もしもよろしければ発端の口火を切っていたいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

(湯崎議員) ありがとうございます。

聞こえますでしょうか。

(神野座長) 聞こえています。

(湯崎議員) 恐れ入ります。御指名いただきましてありがとうございます。

まずもって、今般のこの取りまとめに心から感謝を申し上げたいと思います。

報告書の中にもありますけれども、知事会のほうでもこの計画のこの条項というか、非常に増えている、負担になっているところについては強い問題意識を持ってきておりますので、それに対応する考えとしてこうやってまとめていただいたのは大変ありがたいと思います。

なお、勢一先生には12月に本県で御講演もいただきまして、事務方から計画策定の実情も聞いていただいたということで御礼を申し上げたいと思います。

今国会においてもいろいろ法律が出ている中で、地方に計画を課す法案というのがやはりいろいろ提出されております。例えば、農水省所管の法律では、地方が計画を策定して、国が同意をするというものもありまして、また、事業者に計画をつくってもらって、それを事業者がつくる場合には都道府県が認定しなければならないといったものもあります。

今般の報告書については、知事会として修文を求めるものではないのですが、各省にはぜひこの報告書のこの精神に基づきまして自制を求めていきたいと思っておりますし、内閣府におかれてはしっかりとチェックをするようお願いしたいと思います。

なお、地方自治法でこの法律の事前提供制度はあるのですが、照会期間も2日とか3日とか非常に短くて、意見を出しても正直反映されることがないということもあり、内閣府でのこのチェックというのを非常にしっかりとお願いしたいと思います。

その上でなのですが、計画を策定しなければいけないという我々地方側の意見

を委員の皆様にもお知りおきいただきたいと思うのですが、この報告書の中にも触れられているのですけれども、そもそも、なぜ地方に計画策定を求めるのでしょうかという根本の問題があると思うのです。国の政策として実行したいということであれば、国の政策目的として行うわけですから、国の地方機関が実施すべきではないかという根本論があると思います。

一方で、これも報告書で触れられていますけれども、これは地方側も国が勝手にやらないでくださいと言ったりしてきた経緯もあつたりとかということもあると思うのですけれども、他方で、やはり都道府県とか市町村に国のこの施策を実行させるのが、ある意味でいうと、国から見て便利だと。自分が手を動かしてやるよりも、都道府県とか市町村にやらせたほうが簡単だという安易な考えもあるのではないかと思います。

どうしても地方に計画の策定を求めるということであれば、なぜそれが義務になるのかと。なぜ都道府県とか市町村がやらなければいけないのか。あるいは、なぜ努力義務なのか。あるいは任意なのかと。しっかりと国としても明らかにした上で必要なものは、というか、基本的には法定受託事務とすべきではないかと。策定に要する経費、これは委託金とか国庫負担金とかということになると思うのですが、それは交付をしっかりとすべきではないかと思います。これは更新をしなければいけない計画というのもありまして、そういったものも当然、しっかりとそういった事務負担に対する対応をしていただきたいと思います。

それから、もう一つ注意が必要なのは、閣法だけではなくて議員立法というものもあります。議員立法については特にチェックが必要かと思うのですけれども、ドイツでは上院が地方機関の代表で構成されるということで、州に関連する連邦法案を上院がしっかりと議論するというようになっていて承知しておりますけれども、日本では地方側がその地方に関連する法案に対する意見を述べる場がないのです。これは知事会からもいろいろ要望を出しておりますけれども、国と地方の協議の場の分科会をつくって、国と全国知事会が率直に意見交換をすとか、あるいはもっとインフォーマルな、共同して政策形成を行うような議論ができるような場を設けるということをぜひ働きかけていただければと思います。

そもそも、どうしてこういう状況になっているのかといいますと、国と地方の役割分担が曖昧なのではないかというふうにも思うのです。今日の逆三角形の図にもございますけれども、地方は国の事務で手一杯になっているというのが実態でありまして、例えば、これは我々広島県のベースで見えていますけれども、一般財源ベースで歳出予算を見ると7,600億円ぐらいあるのですが、その87%は国の法令の関与がある経費です。それについては計画を通じてだとか、あるいはその補助金要綱などを通じて、一つ一つ箸の上げ下ろしの指示があるというところでありまして、県独自で使えるそういった経費というのは、7,600億円のうち878億円しかないというわけでありまして、さらにこの中から公共事業費だとか、あるいは私学振興費を出しているという状況であります。

本当にそういう意味で、国のコントロールを多く受けているというのが、私なんかはもともと、地方自治の専門として知事になったわけではなくて、地方自治の外部からやってきた人間なのですが、それで見ると、本当に手足を縛られているなという実感があります。地方制度調査会においても、国と地方の役割分担の見直しというのが議論になっていますけれども、やはりガバナンス、誰がどこまでの範囲のガバナンスを持つのが適切かというこのガバナンスのスコープですね。これに応じた適切な責任とか権限に基づき資源の配分の見直しも必要だろうと思っております。

この報告書から少し広がりのあることも申し上げさせていただきましたけれども、これは実は地方自治のやはり根幹に関わることだと思しますので、意見を述べさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、よろしければ、三木議員、お願いできますでしょうか。

(三木議員) 御指名いただきましてありがとうございます。長野県須坂市長の三木です。

まずもって、勢一議員さんをはじめ、ワーキンググループの皆さんに4回にわたって検討していただきまして、すばらしい報告書を作ってくださいましてありがとうございます。こういう形でワーキンググループで検討して、内容を見させていただきまして、大変参考になりますし、私ども市としてももしっかり取り組んでいかなければいけないなと思いました。

まず私は、今回のコロナ禍において本当に今やるべきことを、国も地方公共団体もある面で考えるきっかけになると思います。コロナの業務が非常に増えてきていますので、他の業務を中止したり延期したりしているわけですが、それでやっても行政がある程度回っていくということが分かりましたので、コロナ禍であるからこそまた見直しをするということが大事だと思っております。

それから、コロナに関係しまして、支援の業務が非常に増えてきております。これは法的な業務というよりも、国とか県からのいろいろな調査物だとかが増えてきているのですが、とりわけ、国から来ているその文書を見ますと、膨大な文書になるわけです。それを読んでいるだけでも仕事に影響が出てしまうということなものですから、その面では計画づくりも同じで、本当に現場に必要な計画であるかどうかという観点でやっていただくのが大事だと思います。

今、湯崎知事さんのほうからお話がございましたように、基本的な部分で見直すには、計画から見直しということが一番大事だと思っております。そして、できれば、今もお話がありましたように、極端に言えば、一つ一つの計画について本当にそれが必要かどうかということ判断していただければ大変ありがたいと思います。そうしないと、法律で決まっていらないような事項についても計画だとかそういうものをつくるようになっていますので、ぜひお願いしたいと思っております。

それから、国と県と市町村との関係で言いますと、例えば、計画づくりだとか様々な面で、県のほうへ協議するという案件があります。そして、私どもも県に協議しますけれども、県も大変気の毒なのは、県だけでは決められない事項というのがあるのです。そうしますと、結局、国のほうへ相談して国のほうから回答をもらうという形になりますと、どうしても国の全国レベルの話と地方の市のレベルの話とが違ってくる場合がございます。そういうものについても計画づくりという観点から、本当に国、県、市町村がそれぞれの地域に根差したことをするにはどうしたらいいかということをやっていく必要があると思います。

もう一つぜひお願いしたいのは、先ほど、通し番号の32ページでお話がありましたように、内閣府におかれましては、各省庁のほうに見直しについて要請をしていただければ大変ありがたいと思っています。

それから、私どもの市でいえば、計画づくりが来るとそれをつくるのが当然だと思っています。多分、ほかの市でも、言われるとやらざるを得ないということがありますので、ぜひまた全国各地から、いろいろな市町村から、この点の問題をそれぞれ出していただくとともに、それぞれ1つの市町村で出すのではなく、以前もありましたように連携して、同じ考え方の市町村がまとまって出すこと自体が、国に対して本当の必要性を考えてもらえる機会になるのではないかと考えております。非常に重要な問題ですので、私としてもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

(神野座長) 三木議員、どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと御指名させていただくと、市川議員、聞こえていれば御意見を頂戴できればと思います。よろしく願いいたします。

(市川議員) ありがとうございます。

勢一座長をはじめ、ワーキングメンバーの皆様には丁寧にもとめていただいて本当にありがとうございました。

(事務局) すみません。市川議員、ビデオをオンにいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

(市川議員) すみません。

改めまして、本当にまとめていただいてありがとうございます。

また、今、お話がありましたとおり、地方がこういう計画を策定していく上で必要なのは、やはりその計画の意図するところは何なのか、目的は何なのかということをやはりきちんと共有することです。一方的に国のほうから依頼するというのではなくて、それがどういうものなのかということを中心にコミュニケーションを取った上で、必要なものであればどういう形の情報提供がいいのかということも地方と一緒に考えているという部分が大切かと思っています。具体的にどのような通知で地方に依頼されているのか、メールなのか、あるいは文書なのか、細かいところが分からずに話して申し訳

ないのですけれども、どうもいろいろと皆さんのお話を聞いていると、そのコミュニケーションという部分がもう少し密になれば、合理的な方策等もできるのではないかというの一点です。

それから、もう一つ、地方公共団体が共同して対応するような話というのも非常に大切なことだと思うのですが、ちょっと気になるのは、例えば、幾つかの地方公共団体で連携を取る場合に、具体的に連携を取れるような仕組みとか、情報共有の在り方というもの本当にできているのかということ、あるいはどうすればそれを共同作業として進めることができるのかということについて、広域連携の状況とかいろいろ見ていると、現場では結構進んでないような部分が懸念されますので、今後、こういう広域での地域情報を整理して計画等に反映させる場合には、具体的にその連携の取り方はどうかというの議論すべきかと考えます。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。御丁寧に御発言賜りました。感謝を申し上げます。次第でございます。

それでは引き続いて、すみません、後藤議員、御発言いただければと思います。

(後藤議員) ありがとうございます。

音声は届いていますでしょうか。

(神野座長) 大丈夫でございます。

(後藤議員) ありがとうございます。

皆さんおっしゃるように、勢一議員を中心にワーキングを4回もかけて取りまとめいただきましてありがとうございました。お礼申し上げたいと思います。

そうした中で、ただいま御説明をいただいて少し気になった点を申し上げたいと思います。「地方の自主性・自立性を高める」という表現と、「地方の自主性、自立性を確保する」という2つの表現が出てまいります。この使い分けはどのようにされているのかというのが私はすぐには理解できませんでしたので、そこを御質問させていただきたいです。

もう一つ意見を申し上げるとするならば、当然、不要な事務負担の増加はあってはならないことだと思います。その一方で、今、市川議員がコミュニケーションというキーワードを出されましたように、これは資料の中にも書かれていましたが、DX化を促進していくことによって、それぞれの自治体を越えた情報の共有がもう少しスムーズに進められるようなことを、やはりこういう時代ですから考えていくということも、地方分権の中でも今後議論していく必要があると思いました。

以上、質問が1つと御意見が1つでございます。

(神野座長) ありがとうございます。

質問の、つまり、自主性・自立性の2つの表現についてですね。どうぞ。

(寺崎室長) 御指摘ありがとうございます。分権室長の寺崎でございます。

言葉として、自主性・自立性に関しましては、例えば、584行目では「発揮する」という言葉が使われておりますし、御指摘の621行目には「確保する」という言葉。さらに、今回、令和3年の対応方針の閣議決定を既にしておるわけでございます。その閣議決定の中では、すみません、今、お手元の資料1-3を御覧いただいておりますが、184行目、全体の17ページですが、こちらのほうで「地方の自主性及び自立性を高める」という記述がされております。それぞれ現時点のものよりも高める方向なのか確保する方向なのかということで意味合い的には違っておるのですが、おっしゃるように、それぞれに特段大きな言葉遣いの意味として使い分けしているということは恐らくないかと思っておりますので、また必要であれば整理をさせていただければと思っておるところでございます。

(後藤議員) ありがとうございます。

(神野座長) 勢一議員から補足があればしていただいて構いませんので。

(勢一議員) 勢一です。御質問ありがとうございます。

今、室長さんから御説明いただいたとおりではあるのですが、各箇所とも現状のレベルよりもより地方分権を進めていくために、地方の自主性・自立性を引き上げる措置というところは共通した考え方になっております。ただ、表現ぶりとして文章の流れとして使っている部分がございますので、御指摘を受けまして丁寧に見て、必要な場合は直してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

(後藤議員) ありがとうございます。

(神野座長) よろしいですかね。

それでは、伊藤構成員、お願いできますか。御発言いただければと思っております。

(伊藤構成員) ワーキンググループの皆様方、勢一先生を中心に精力的に取り組んでこられてこのような形で整理がなされたということについて、お礼を申し上げたいと思っております。

私からは感想といいますか、コメントですけれども、資料1-1の2枚目に全体的なまとめといいますか、見直しの考え方、基本的な考え方というのが整理されています。

左側の「令和4年提案募集における見直しの考え方」については、特に私から付け加えるということはないのですけれども、これがあることによって、令和4年の提案募集の議論の仕方、あるいはその目指すべき方向性が非常に明確になったと思っております。これから各自治体の提案を取り上げて各府省と折衝する際にも基本的な指針として非常に役に立つ考え方ではないかと思っております。

もう一つ、右側の基本的な考え方につきましては、やはりこの実効性をどう確保するかということは、今後、もう少し検討していく必要があるかと思っております。内閣府から各府省にきちんと示すということなのですけれども、それを示した上でそれがきちんと履行されているかどうかということや、それをチェックするかということの仕組みづくりというのも課題になるのではないかと思っております。

それから、先ほど後藤議員がおっしゃいましたとおり、DXの話があります。この（留

意すべき事項)の最後のところに、デジタル技術の活用という項目が取り入れられています。現在、デジタル臨時行政調査会のほうでもデジタル原則に即して法令の全般的な見直しというものを行っていると同っております。その場合の多くは、民間との関係における行政手続で、デジタル化を前提としていないものを洗い出すということになっていると同っておりますけれども、国と地方公共団体の関係の手続においても、デジタル化を前提としていない、一種、旧態依然たる規定が前提となっているというものもたくさんあると思います。こちらの個々の提案募集として受け付けて実現していくというものと、改めて各府省にデジタルという視点も踏まえた計画策定の手続、あるいは事務負担の見直しというのをきちんと示していくということが必要なのではないかという印象を持ちました。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、大橋構成員、お願いできますか。

(大橋部会長代理) 大橋です。

今回のこの案を拝見して、短期間にまとめていただいてありがとうございました。これを読ませていただいた上で幾つかコメントがあります。

報告書の20ページのところで、今まで計画に書いて行政機関相互で情報を共有するという一つの文化があったように思うのですけれども、これは以前に市川先生がおっしゃっていたとおり、それはやはり過去のもので、情報はプラットフォームのほうに置いていただいて、計画をそういうための手段としては使わないということをごここではっきり書いていただいたことは、非常に新しい視点かと思えます。

そして、報告書の22ページから例えば25ページの辺りのところに、地方分権の現在でも国が地方公共団体に対して計画策定を求めることが許容される例外が4つほど挙げられているのですけれども、これは内容的に見ると、計画を義務付けるような内容で、今までの地方分権の勧告の中で既に指摘されてきたような内容のものが多いような気がします。例えば、災害の地域防災計画というものについては災害対策基本法の40条とか42条で都道府県や市町村に義務付け規定が置かれているというものなので、今回の議論というのは、そういう義務付けされているものにプラスアルファして、任意規定ですとか努力義務ですという形式を取りながら実際には自治体の手を縛るものがすごく増えているということがポイントです。こうした例外を国のほうが逆手に取って何かいろいろ理屈づけしてくるということがあればそれは違いますよということをはっきり示していただきたいと思えます。

あと、25ページのところで期間の設定の問題があるのですけれども、確かに期間をそろえるということも大事ですけれども、介護保険でも見られるように、料金が先に決まるとその費用負担のサイクルが全てに優先してしまっていて、それに合わせて計画をつくれという何かそういう文化のようなものがあって、3年サイクルが広く見られるので、

やはりそれは違いますということを指摘したい。計画策定の負担を国が求める場合にはそちらのほうも抑制してもらおうということを強く言う必要があるのかなという気がしました。

最後に、報告書の26ページと27ページのところで基本原則と留意事項が挙げられているのですが、基本原則は新たに計画はやめてくださいということにすごく重点が置かれています。ただし、グラフでもありましたように、今までつくられたものが既に相当数あるので、もちろんそれは当然の前提で書かれていると思いますけれども、見直しもしっかりやってもらうということを重ねて強く求めていく必要があるということです。あと、留意事項のところでも地方公共団体の意見を聞いてくださいということがあって、これは非常に大事なのですけれども、やはり地方連合組織で大変しっかりした団体が6つとありますので、そういう団体の意見も当然併せて聞くというところに注力していただければという気がいたします。

私が気がついたところは大体そんなところですので、それに気をつけながら今年の提案募集の対応もしていきたいと思います。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、木野議員、私の声は聞こえていますでしょうか。木野議員、お聞きいただいていますでしょうか。

(木野議員) 木野です。すみません。

(神野座長) すみません。ありがとうございます。

もしもよろしければ御発言を頂戴できればと思いますので。

(木野議員) ありがとうございます。

まず、計画策定における地方分権改革の推進について、ワーキンググループの先生方に大変お世話になったこととっております。ありがとうございます。

そこで、頂いた資料の中の資料1-2、通し番号5ページの(1)にありますように、「計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの」と示されています。全国町村会としても、廃止、代替をすることを視野に入れて積極的に見直しを行い、現状に合わせた形で最適化を図っていくことは大変大事だろうと思っています。

ただ、そういう代替手段として計画づくりの代わりにアンケート調査や照会など、他のものがまた雨あられのように来てしまっただけでは逆の結果になってしまいます。その意味では、そういったものを出すときに、特に小規模町村の現場においては複数部局から集中してしまいますので、そういうことがないようにしてもらわないと、計画を廃止したからといって根本的な解決になるわけではないという感じを受けております。

特に小規模町村の職員の負担を減らすという意味を失わないように、計画の廃止なり縮小なりということを考えていただくと、現場としては非常にうれしいというのが率直な感想でございます。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、磯部構成員にも御苦勞いただいたわけですが、重ねて何か御発言があれば頂戴いたします。

(磯部構成員) ありがとうございます。磯部です。

何もないのですけれども、若干コメントいたしますと、何といたってもワーキンググループは勢一先生のリーダーシップの下で本当に見事にまとめていただいたと思っています。行政法からは勢一先生と私と大橋先生、原田先生の4人でしたけれども、普段の提案募集などとは違って、財政学、公共経済の足立先生、公共政策、地方行財政の金崎先生という方もいらっしゃって、なかなか新鮮な議論ができたという感覚もあって、非常に有意義だったと思います。また、事務局の方が非常に分かりやすい文書にまとめてくださったことを改めて感謝申し上げたいと思っています。

よくいろいろ大事なポイントがまとまったと思っておりますが、やはりしみじみ、2次、3次勧告で努力義務化、できる規定化というのを許容していたということが、本当にそれが努力義務とかであれば、本当に実際に任せているのであればその中で自治体が自由に決めればよいということになるはずが、やはり事実上義務付けられているいろいろなことがあるということは問題だと改めて感じていたところでした。ですので、このワーキンググループとしては自治体の自主性に任せるという方向をまずきちんと取るべきだということを了解していたと思います。

ただ、まずは、それと同時に総量規制であるとかモニタリングとかそういうのも必要だろうとは思いますが、やはり自主性に任せるという制度設計を採用すべきだというふうに、そんな議論をしていたところですので、具体的に本当にどういうところに支障がまだあるのかということはお詰め切れていないとか、調べ切れていないような気もいたしまして、ぜひ今年度の提案募集からは、先ほど大橋先生も団体の意見が大事だとおっしゃいましたし、須坂市の三木市長も様々な規模の市町村の中から同じ問題がある市町村がまとまって意見を出すことが重要とおっしゃっていただきましたが、改めていろいろな意見を提案募集に寄せていただいて見直していくということを地道に続けていく必要があるのだろうと感じているところです。引き続きいろいろ御指導いただければと思います。ありがとうございました。

(神野座長) それでは、高橋議員、御発言いただければと思います。よろしく願います。

(高橋部会長) 令和4年度の提案募集に取り組む人間として発言させていただければと思います。今回、計画策定の原則という形で非常に重要な文書を作成していただきました。皆様と同様に、ワーキンググループの皆様方には深くお礼を申し上げたいと思います。

伊藤構成員もおっしゃったことではございますが、この文書は令和4年度の提案募集

において、提案を受ける確固たる基盤になる文書だと考えています。この項目に関する提案を受ける上で、この文書を武器にしっかり取り組んでいきたいと考えています。

その上で、さらに磯部構成員が先ほどおっしゃいましたけれども、令和4年度におきましてはそのような取組をする中でいかに計画策定についての支障が多いのか。そして、さらにはその支障がいかに重いのか、大きいのかということを取組の中で明らかにしていきたいと考えています。

なお、ここに書いてございますが、政府におかれましては基本原則を策定される、これは非常に大きな意味があるということでお礼を申し上げたいと思いますが、さらに申し上げますと、このようなものについては法的なルールに格上げするということが究極的には考えるべきものだと考えています。そのような趣旨で、この方向に向けて様々な材料を手に入れて整理して明らかにするという位置づけの中で提案募集に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

議員、それから構成員の皆様方に一当たり御意見を頂戴いたしました。いずれの御意見も、勢一議員を中心にまとめていただきましたこの案につきまして評価する御意見だったと思います。これを手がかりとして動かしていく上での注意事項、心すべきことについて御意見を頂戴したというのが、多くの御意見だったと考えております。

その上で、表現ぶりにつきまして御意見がなかったわけではないので、この点について、もちろん勢一議員に御相談いたしますが、できれば私、つまり座長の責任において修文の必要があると考える場合には修文させていただくということで、お任せいただけないでしょうかというのが御提案の趣旨でございます。修文については、するかしないかを含めて私に御一任いただければと思います。いかがでございましょうか。

(首肯する者あり)

(市川議員) 市川です。賛成です。

(神野座長) ありがとうございます。

御異論がないようであれば、御一任いただきましたと理解させていただいて、必要があれば修文をさせていただいた上で、本有識者会議として了承したものとして案を取った形で公表させていただきたいと思っております。御承知おきいただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、2番目の議題です。「令和4年の提案募集方式の実施について」の審議をお願いしたいと思いますので、事務局から資料2について御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

(吉添参事官) それでは、事務局から、議事2の提案募集方式の実施について、資料2で御説明いたします。資料2を御用意いただければと思います。よろしいでしょうか。

令和4年の提案募集について、まず、1ページ目はスケジュールですけれども、スケ

ジュールは例年と同じような形で行っていきたいと思います。

本日の有識者会議・専門部会合同会議が終わりましたら、直ちに事前相談・提案受付を開始したいと思います。5月10日まで事前相談を受け付けて、6月1日まで本提案の受付ということにしたいと思います。

先ほどから議論にも出ておりますとおり、共同提案ですね。1団体だけの提案ではなくて共同提案のほうが説得力が増しますので、共同提案については積極的に推奨していきたいと思います。

また、事前相談を早めにいただいた自治体の提案につきましては、その自治体の御了承も得て、ほかの自治体にそれを見ていただいて共同提案を募るという取組も昨年に引き続いてやっていきたいと考えております。

また、追加共同提案ですね。6月1日の提案受付が終わった後に、追加共同提案についても意向調査をしていくということにしたいと思います。

7月上旬に、例年どおり、有識者会議・専門部会の合同会議で重点事項を決定していただき、関係府省からのヒアリングなどを、また専門部会でお願いしたいと思います。

9月上旬にもう一度合同会議を開いた後で、また関係府省からの2次ヒアリング、こちらでも専門部会でお願いしたいと思います。

11月中下旬に合同会議をまた開いていただき、対応方針案を了承いただいた後、12月中下旬の閣議決定に行くという形でお願いしたいと思います。

このようなスケジュールを考えているところでございます。

2ページ目を御覧ください。令和4年の重点募集テーマは2つということで考えております。

1つ目は、令和3年と同じで「計画策定等」ということで、引き続きこれを重点テーマにしたいと考えております。

こちらに「提案の視点の例」ということで、提案を募集するときに自治体のほうに示したいと考えておりますが、これは、先ほど勢一先生に取りまとめていただいて有識者会議のほうでも了承いただいた報告書のと通りの視点になります。大きく、①が廃止とか他の手段に代替すべきものとして、視点を5つ挙げております。

次のページですけれども、②が内容や手続について見直しを求める必要があるものとして、6個の視点を掲げております。

この一番下に書いてありますとおり、「提案の視点の例」は幾つか挙げておりますけれども、もちろんこれ以外にも地方からの自由な提案を広く受け付けるということをしつかりと強調していきたいと思っております。また、法令上の根拠の有無を問わずに、全ての計画を対象とすると、こちらについても先ほどから議論にも出ておりましたけれども、通知等いろいろな計画全てを対象とするということにしたいと思っておりますし、それをきちんと強調して皆様に周知していきたいと考えております。

次のページからは、これも地方自治体にこのまま示そうと思っているポンチ絵になり

ます。視点の例をポンチ絵にしてお配りしたいと考えております。

まず1つ目が、廃止又は他の手段に代替すべきものとして幾つかの視点を挙げておりますけれども、こちらの一番下に「この視点に関連する提案」として、「都道府県分別収集促進計画」の策定の義務付けの廃止ということで、令和3年も提案が出たものですが、いろいろな計画をただ県が数字をまとめるだけでもいいのではないかと、こういうものは廃止とか代替すべきものではないかということで提案が出てきたものですが、こういうものを一つの例として挙げております。

次に、5ページです。

ほかの例として、令和3年だと献血計画の提案が出ておりましたけれども、ほかの団体がつくった計画と重複するような計画を県でもつくっているような計画、こういうものは廃止してもいいのではないかと、または代替すればいいのではないかと、という一つの例として挙げております。

次に、6ページです。

こちらは計画の策定をすることで得られる効果と比べて人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるものということで例を出しておりますけれども、このポンチ絵では、補助金の申請様式と計画が同じようなものをつくっているのではないかと、計画は要らないのではないかと、そういうものを例として挙げているところでございます。

次に、7ページを御覧ください。

7ページ以降は、計画の廃止を求めるものではないですが、計画の内容や手続について見直しを求める必要があるものの視点の例でございます。

まず、7ページに書いてあるのは、義務的な記載事項、計画の記載事項について、これを任意にするという、義務的ではなくてこれについて弾力化するという、自治体の自由にするというものがないのでしょうかというものです。こちらの一番下に書いてありますとおり、令和3年ですと、農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直しということで提案が出て、これは実現するということに対応方針でなっているものでございます。

次に、8ページでございます。

これも手続的なものですが、この例でいきますと、計画で将来における必要量の見込みを記載することとあって、仮にこれがいいとしても、その見込みの出し方を現行ではアンケートを実施してとかアンケートの範囲はとか、この出し方について通知で細々と決められてしまっていると。こういうものについて自主的な判断に委ねるべきではないかという視点もあるのではないかと、ということで提示をさせていただいているものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

これは今年も実現した、下水道事業計画で実現する見込みですが、国への許可・認可の申請などを義務付けられているもの、これについて手続を簡素化すべきではない

かと。こういう視点もあるのではないかというのがこちらでございます。

10ページを御覧ください。

先ほども計画期間について御議論がありましたけれども、義務的な計画期間については弾力化すべきではないかということで提示をさせていただいております。ポンチ絵では、3年、4年、5年といろいろな計画がありますけれども、これを併せることによって統合できるのではないかというものが例として挙げられていますけれども、これ以外にも計画期間を、もっと長く、3年を5年にすべきではないかとか、いろいろな提案が考えられると思います。

次に、11ページです。

こちらは、いろいろな計画を統合することができるのではないかという視点を掲げているものでございます。

次に、12ページです。

計画の内容、手続について見直しを求める必要があるものの最後ですけれども、広域的な取組が必要な分野については、他の地方公共団体と共同で策定することをきちんと明確に位置づけるべきではないかと。共同の策定をやっていこうというものでございます。

以上、計画策定について、このような視pointsの例を自治体に示しながら提案を募集していきたいと考えております。

そして、13ページ以降です。

13ページからは、重点募集テーマの2つ目「デジタル（情報通信技術の活用）」でございます。これを2つ目の重点募集テーマにしたいと考えておりますが、こちらについては、おとし、令和2年も重点募集テーマにしたものでございます。こちらについても計画策定等と同じように＜提案の視pointsの例＞を挙げて、提案を募集したいと思っております。

一番下にありますとおり、この「提案の視pointsの例」にかかわらず、地方からの自由な提案を広く受け付けたいと考えております。

14ページを御覧ください。

デジタルの提案の視pointsの例のイメージですけれども、こちらの一番左の例が、書面による手続が義務付けられているものをオンライン化できないかという視点です。

真ん中の例は、手続をオンライン化することによって、地方公共団体の経由事務、都道府県の経由事務なんかをなくすことができないかという視点でございます。

一番右が、システムへの入力項目が多いようなものについて、入力項目の見直しとか自動転記等のシステムの改善などができないかという視点でございます。

次のページに、デジタル化の大きく2つ目の視pointsを挙げております。行政機関の間の情報連携等ということでございます。

左側が、令和3年の提案でもありましたけれども、マイナンバー制度による情報連携

とか住基台帳ネットワークシステムの利用によって、添付書類を省略できるのではないかとこのものです。

右側が、住基ネットワークシステムの活用によって、地方公共団体による必要な情報の確認、ほかの市への公用請求などがなくても済むとか容易になるとかそういうことができないかという視点の例を挙げております。

こういう視点の例から様々挙げていただければというふうに、地方のほうにお示しをしたいと考えております。

最後の16ページは、毎年同じような形ですけれども、提案をさらにいただけるように、ウェブ会議システムを利用した研修をやったり、あと、今回お配りしておりますけれども、ハンドブックとか事例集とか資料も新しく作って、こちらを自治体の人に配って活用いただきたいと考えております。あと、全国説明会もやっております。

あと、重点募集テーマについては、地方六団体等を通じて、積極的な提案を呼びかけております。

あと、先ほど来申し上げておりますけれども、一番下にありますとおり、共同提案についてはよりしっかりとPRして、できるだけ共同で提案していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

このような形で令和4年の提案募集についてやっていきたいと考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

令和4年の提案募集方式のスケジュール、それから、提案募集重点テーマや、そのほか、絵解きでなるべく工夫を凝らしたような形で御提示いただけるという御説明を頂戴いたしました。

それでは、ただいま御説明いただきました令和4年の提案募集の方針につきまして御審議いただければと思います。いかがでございましょうか。

それでは、すみません。ちょっと御指名させていただきますが、伊藤構成員から口火を切っていただければと思います。よろしく願います。

(伊藤構成員) 御説明ありがとうございました。

重点テーマとして「計画策定等」と「デジタル」について取り扱うということで、やはり現在課題になっているテーマですので、その点についてきちんと構成員としても認識した上で、これから提案募集の実際的な取組を進めてまいりたいと考えています。もちろん、恐らくこれ以外にも、例えば、コロナに関連した事務的な手続に関するものとか、あるいはずっと課題になっている医療や福祉関係のものも出てくると思いますので、そちらについてもきちんと対応できるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、後藤議員、よろしいですかね。御発言を頂戴できればと思います。

(後藤議員) ありがとうございます。

この件に関しては御提示いただいた方向でぜひ進めていただければと思います。特段加える内容はございません。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、木野議員、よろしいですかね。御発言いただければと思います。

(木野議員) ありがとうございます。

今、御説明いただいたとおり、「計画策定等」と「デジタル」というこのテーマについては積極的に進めていただけたらと私どもも思っております。

「デジタル」について一言申し上げるなら、単純に置き換えだけの考え方ではなくて、DXそのものに関連してきますけれども、それを機会に何かどこかを変えていく部分がないのかということです。もっと表へきちんと出していくような形で提案していくことが大事だと私どもも思っています。単なる代替ではなくて、制度の中でどう組み込んでいくのかということや、今の制度をどういうふうにより効率化していくのかということももっと表に出るような形で提案していきたいと考えております。事務局の方々には大変御迷惑をおかけすることにはなろうかと思っておりますけれども、事前相談の段階から、やはり提案の形成ですとかヒアリングまで、提案団体のサポートをお願いできたらと思っております。

私どもの立場からは以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは引き続いて、三木議員、よろしいですか。

(三木議員) ありがとうございます。

提案募集の方針についてすばらしい案をつくっていただきましてありがとうございます。

ちょっと1ページから感じたところをざっと申し上げたいと思います。

まず、事前相談・提案受付開始というのは大変ありがたいのですが、実は私どもの須坂市から毎年のように園児1人当たりの面積の緩和についてお願いしているのですが、例えば、園児1人当たりの面積の緩和について、それぞれの市町に直接話さずと理解してもらえるのですが、ただ単にこれの面積を緩和してほしいと言いますと、どうしても事務方の保育園のほうからサービスの低下になるということになってしまいますので、やはり実態を私どもとすればいろいろな形で説明して問題ないということをしかりと説明していかなければいけないなと感じております。

もう一つ、追加共同提案なのですが、実はコロナ禍であって全国の自治体同士の連携ができるようになっております。ライン等を使っているのですが、そういうところでも呼びかけていって、より多くの提案、そしてまた共同提案ができればいいなと思っております。

それから、13ページなのですが、デジタル化をやっていただきましてありがと

うございます。今、町長さんのほうからもお話がありましたように、単なるデジタル化ではなくて、より進んだ意味のデジタル化をしていく必要があると思っています。誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化というのが国の考え方になっておりますし、私ももそうなのですが、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化ということで、ただ単に行政サービスだけではなくて、行政サービスを通じて市民同士がデジタル化ができるような方策等も考えていく必要があるのではないかと考えております。

それからもう一つ、デジタル化の関係では、企業名は申し上げませんが、非常に進んでいる企業があります。私とその企業の話を書いたら、いかにデジタルのいろいろなものを活用していないかというのが、目が覚めたものですから、本当に先進的なところでどんな事業をやっているかというのを、そういうところに聞いて教えていただくと、その自治体にとっては非常にプラスになると思います。例えば、メールを打つにしても、そのメール自体が非常に差があるということを最近、教えていただきましたので、そういう観点からもいろいろな提案ができればと考えております。

それから、14ページ、事務の簡素化の関係で（イ）なのですが、国から地方へ来て申請者に文書を出したりする、また逆の場合もあるのですが、メールであれば、一気に国から都道府県なり市町村にメールを送ってもらえばそれで済むと思いますので、そういう仕事のやり方をやっていく必要があるかと思えます。そして、できれば、原則はメールでやると。SDGsのように紙をあまり使わないような形でやっていくということも大事かと思えますので、そういうことも含めて提案させていただきたいと思えます。

それから、16ページ、提案募集のさらなる充実で、市町村向け研修ということなのですが、これは早めに教えていただければ、より多くの市町村職員が長野県内では出席できるようにしていきたいと思えます。まず、職員自身が地方自治ということを考えて、自分たちが責任を持って自治を運営していくのだという気持ちになるためには、国から言われたからということではなく、自分自身の地域は自分でつくるという意味合いでも、この提案募集を研修として聞かせていただくのは大変ありがたいと思えます。それから、ハンドブックも地方公共団体に配付していただくということであれば、配付していただいたこと自体もしっかり県内の19市にお話しして参考にさせていただきたいと思っています。

先ほどお話がありましたように、非常に分かりやすい資料を作っていただきましたので、これに基づいて、職員とか関係の自治体にも話していきたいと思っております。本当にありがとうございます。

以上です。

（神野座長） どうもありがとうございました。

それでは、大橋構成員、お願いできますでしょうか。

（大橋部会長代理） ありがとうございます。

私は、今回の資料2でつくっていただいた視点の例のイメージというのが非常にいい

かと思いました。単に計画といっても職員の方がぴんときない方もいるかと思うのですけれども、こういうのを見ると、自分がやっているあれだこれだということが分かります。

そして、私どものほうとしては、確かに法令を悉皆調査をやってあぶり出すというのでもあるのですけれども、それですとやはり全体が標準化してしまっていて、むしろ多分、現場のほうでは困っているものから潰していくというのが非常に実効的かと思います。

あと、やはり今、提案を受けていて、分野的にやはりまだ偏っているような気がして、まだ発掘ができていないという認識を持っているものですから、こういう絵を基に現場の職員の方が自分のやっているところでどうですかと投げかけて、どんどん出していただいて、そのときに今気になっているところから潰していくというやり方をするのが、今回のこの計画関連の提案の受け方としては実効的なのかなと思いますので、ぜひこういう形で進めていただければと思います。

あともう一つありがたかったのは、13ページのところの下で、経済財政諮問会議の提出資料のほうで、デジタル化で特に紙ベースの行政手続ということについては、こちらの有識者会議のほうでしっかりやってくださいという委託というか依頼を受けましたので、やはり提案を受けていると本当に紙に執着してみんなが不幸せという現実がありますので、やはり紙の行政手続ということについては神経をとがらせて今年は見えていくということが大事かと思いましたので、そういう点に力を入れてやっていきたいと思えます。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、磯部構成員、お願いできますか。

(磯部構成員) よろしく申し上げます。聞こえますでしょうか。

(神野座長) はい。

(磯部構成員) 確かに分かりやすく書いてあって、これでとにかく現場から様々な支障があるといったものを出していただいて、今、大橋先生がおっしゃったようにそこから潰していくという作業をやれたらいいのだらうと思います。そのためにはやはり提案に至るまで、様々な団体、地方団体の方や事務局などの支援をきちんとしていただきたいということで、それらも併せてお願い申し上げたいと思いました。

そして、「デジタル」のところについては、確かに今、大橋先生がおっしゃったように、紙ベースのところをきちんと見直すべきだと言ってもらえているということが一つの大きな追い風なのだろうと思うのですけれども、紙のものをデジタルにするということにとどまっても多分駄目なのだろうと思うのです。デジタル技術を使うことを、その特徴をきちんとつかんだ、行政の在り方自体を考え直すということにつながらなければ意味がないのだらうと思いますので、そこはちょっと心配しています。いろいろな提案が出てきたときに、それが本当にどういう意味でなるほどなのか、もっとこういう解決策があるのかというのを、行政法の私なんかは何もよく分からないところがござい

まして、ちょっとデジタル関係の専門家の御知見もお借りしたいということ、このペーパーを読んでいてちょっと感じた次第です。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、市川議員、お願いできますか。

(市川議員) 御指名ありがとうございます。

まずは、今回、非常に丁寧な資料、イラストがたくさんあって、私も非常に分かりやすかったです。ありがとうございました。多分、現場の人も、先ほどのお話にあるようにいろいろとイメージを描きながら。

(事務局) 市川議員、すみません。ビデオをオンにさせていただきますでしょうか。

ありがとうございます。

(市川議員) すみません。

多分、現場の方もいろいろなイメージを描きながらやっていただけるのではないかと思います。

その中で、「デジタル」の件なのですけれども、一つは、今回、地方公共団体の情報システムの標準化に関する法律というのができて、今、動き始めていると思いますが、今までの話に出ている仕事の合理化、進め方につながる部分がかかなりあるのではないかと考えています。だから地方公共団体の皆様も、今それがどういう状況で進んでいるのか、そういうことも知りたいと思われているのではないかと感じていますので、提案募集をされるときにはぜひこの辺の進捗状況も、我々も知りたい部分ということもあり、共有されればいいのではないかなというのが一点です。

それと、木野議員もおっしゃいましたけれども、デジタル化の意味は、やはりデータをどう利用して業務の合理化、仕事の進め方につないでいくかということが目的ですから、むしろ地方からデータの利用の仕組みを提案する。どういうふうな仕組みで利用をすればいいかについて、これまでの国に対する提案だけではなく、自らこうやれば合理化ができるよとか、国の仕事を助けるような提案も出てくれば面白いと思いました。

(事務局) 市川議員、すみません。音声と映像がストップしてしまいましたので、今御発言いただいている部分をもう一度お願いできますでしょうか。

(市川議員) 入りました。

もしもし、聞こえますか。

(神野座長) はい。聞こえています。音声のほうは大丈夫ですが。

(市川議員) 音声は大丈夫ですか。

(神野座長) はい。画像も大丈夫です。

(市川議員) すみません。突然切れましたが、以上です。

(神野座長) すみません。ありがとうございました。

それでは、湯崎議員、お願いできますか。

(湯崎議員) すみません。

(神野座長) お待たせ過ぎて申し訳ありませんが、御発言いただければと思います。

(湯崎議員) 御指名ありがとうございます。

まず、今回の方針については、我々としてももちろん何も意見はないという前提で、幾つかコメントさせていただければと思います。

一つは、まず、今回の重点テーマについてはこの「計画策定等」ということ、それから、デジタル化ということで、非常に時宜を得たものではないかと思えます。特に計画のほうについては我々も問題意識を持ってこれまで進んできたところでもありますので、しっかりと改めて精査をして、各、特に都道府県から意見を出していきたいと思っております。

それから、デジタル化についての、これは先ほど、市川議員の御発言もありましたけれども、デジタル庁のほうでの動きというのもありますので、それとも連動するような形で上手くできたらいいなと思っております。

いずれにしても、非常に重要な論点だと思えますので、しっかりと対応してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、高橋部会長、最後をお願いできますか。

(高橋部会長) 計画につきましては先ほど発言させていただきましたので、そのような方向に従ってしっかり取り組んでまいりたいと思えます。

それから、もう一つの重点事項であるデジタル化につきましても、大橋構成員がおっしゃいましたように、経済財政諮問会議のほうから特にということで御指名もいただいて、政府全体として位置づけていただいたとのことでございますので、それを踏まえてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

特に、デジタル化についてはここ5～6年ずっとお手伝いをさせていただいているのですが、感じることは、第一線を所管されている幹部の方というのは年齢的に我々に近い、私よりは大部分年齢は下だと思えますが、それでも私に近い世代でデジタル化の進め方はよく分かっていない。他方で、デジタル専門の方をいきなり組織に入れても、行政のこのメカニズムというか、どこをどう直せばいいのかというのは、なかなかデジタルの専門家の方には分からない。そこをつないでいくのが、行政法や行政学、そして、行政の専門家が集まっている我々でありまして、我々が欠けた輪を取り持って、デジタル化の取組が行政のメカニズムの中で機能するように手助けをしていくのが重要なのではないかと思います。それが、ここ何年か痛感してきたところでございます。そういう方向でデジタル化についても目に見えた成果がでるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

生産的な御意見をたくさん頂戴いたしました。事務局からコメントはいいですか。特に応答していただくことはないですか。

(寺崎室長) はい。

(神野座長) それでは、どうもありがとうございました。これから今年進めていく上で大変貴重な生産的な御意見をたくさんいただきましたことを感謝申し上げますが、修文等々につきましては、私の印象では特に御意見がなかったと思いますので、基本的にはこの案のとおり、てにをは等々、誤字脱字等々がございましたら私の責任において修文させていただくことにさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的にはこの案のとおりで、この有識者会議として了承いただいたというふうにさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、令和4年は、資料2の方針に基づいて提案募集の取組を推進していきたいと思っております。

さらに、最初の議事1で取りまとめを御了承いただきましたが、その取りまとめをちょっと御確認いただければと思っておりますが、資料1-3のページ24です。これは特に勢一議員からも触れていただき、また、三木議員からも触れていただきましたが、計画の策定等についてでございますけれども、内閣府においては、各府省に対し、それぞれが所管する計画等に関して、地方の自主性・自立性を高める観点から、視点に沿った同様の見直しを要請すべきであるというふうにされておりますので、この箇所を踏まえて、この会議といたしまして、内閣府から各府省に対して要請していただくということをお願いしたいと思います。異論がなければ、御了解いただいたということにさせていただければと思っております。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) それでは、内閣府におかれましては、これに基づいてよろしく御対応いただくことをお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

続いて、最後の議事3「その他」と掲げているところでございますが、事務局から御説明いただければと思っております。よろしく申し上げます。

(吉添参事官) 「その他」ということで、私から、まず資料3に基づきまして、法律案について簡単に御説明したいと思います。

昨年の11月に有識者会議・専門部会の合同会議で御了承いただいた対応方針案ですけれども、12月に閣議決定をさせていただきました。そのうち、法律改正が必要なものについて、第12次地方分権一括法案ということで、この3月の頭に閣議決定をさせていただくことにしたいと考えておりました。調整を進めているところであり、法案の内容がある程度固まりましたので、こちらにお示しをさせていただいております。

内容につきましては11月にお示しした対応方針案の中の一部でございますので、内容

についての御説明は割愛させていただきますけれども、1ページの右側にあります9事項が一括法案の法律改正の内容になります。

2ページをおめくりいただきますと、法律のラインナップがありますけれども、12法律ということになります。3番が難病法と児童福祉法と2つ書いておりますので、法律の数としては12法律ということになります。

3ページ以降につきましては、この前の対応方針案のときにもポンチ絵をお示しましたけれども、ポンチ絵がそれぞれついておりますので、また御覧いただければと思います。

法律案についての御説明は以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

あと、資料4ですけれども、過去の平成26年から令和2年までの対応方針について、毎回、有識者会議・専門部会の合同会議のときにフォローアップを御報告させていただいておりますけれども、前回11月に会議で提出させていただいたものの後に進んだものとか決まったものについて、資料4で取りまとめしております。こちらを報告させていただきます。内容の説明は割愛させていただければと思います。よろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

この件に関しまして特に御発言がなければ、これ以外のことに关しまして御発言があれば、最後でございますので伺っておきますが、よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。進めさせていただきたいと思います。

最後に、御案内のとおり、国会開催中でもあり、公務御多忙の折にも関わりませず、赤池内閣府副大臣に御臨席を頂戴いたしておりますので、最後にお言葉をいただければと思います。よろしく願いいたします。

(赤池内閣府副大臣) 地方分権担当の内閣府副大臣の赤池誠章でございます。

神野座長をはじめ、皆様におかれましては、日頃より地方分権改革の推進に御尽力を賜り、また、本日も、令和4年の提案募集の方針などについて活発な御議論をいただきました。私も途中から出席をさせていただき、議論の過程に参加させていただく中で、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

特に、計画策定等については、昨年11月以来、4回にわたり、勢一座長の下で開催されたワーキンググループでの熱心な御議論を踏まえて、今後の見直し方針をお示しいたしました。地方の現場が計画策定の事務負担に追われて、必要な施策の実施が二の次となる本末転倒の状況には陥ってはならないということは言うまでもありません。

「計画策定等」については、昨年に引き続き、令和4年の提案募集における重点募集テーマとして設定していただきましたので、お示しいただいた視点に沿って、さらに広く、深く、見直しが進められるよう、関係府省の協力も得ながら、内閣府としても全力を傾けてまいりたいと存じます。

もう一つの重点募集であります「デジタル（情報通信技術の活用）」については言う

までもなく、現政権における最重要戦略でございます。昨年9月のデジタル庁の発足もございました。現在、デジタル田園都市国家構想推進ということで、これも私、担当副大臣でございますので、デジタル活用による地方分権改革を力強く進めてまいりたいと考えております。

こうした重点募集テーマを含めて、令和4年もできる限り多く、現場の発意に基づく提案を寄せていただきたいと期待をしております。

依然として新型コロナウイルス感染症の影響が続いている中ではありますが、であればこそ、内閣府としては、提案の主体となる地方公共団体の皆様におけるオンラインでの説明会や研修、様々な支援ツールの活用、きめ細かな事前相談などを通じて、寺崎室長が力を込めておりますので、提案を一層強力に推進してまいりたいと存じます。

また、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえて、12本の法律改正を行う第12次地方分権一括法案、まさに本会の成果物の重要な柱でございます。来月上旬の閣議決定、国会提出を予定しております。引き続き、政府といたしましても、しっかりこの法案成立を目指しておりますので、皆様方におかれましては御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

今後とも、地方分権改革を力強く進めていくため、引き続き、皆様の御理解、御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきますと存じます。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の合同会議を終了させていただきます。最後まで熱心に御議論賜りましたことに深く感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)